

平成 29 年度第 2 回浦安市ホテル等審議会議事録

- 1 開催日時 平成 30 年 1 月 9 日（火）午後 1 時 00 分から
- 2 開催場所 市庁舎 4 階会議室 S3
- 3 出席者
(委員)
本間委員、高梨委員、松戸委員、上平委員、平山委員
(事務局)
市長、都市整備部長、都市整備部次長、建築指導課長、建築指導課課長補佐、審査係長、
企画・相談係 1 名
- 4 委嘱状交付
各委員に市長より委嘱状を交付
(委嘱期間) 平成 29 年 12 月 1 日から平成 31 年 11 月 30 日 2 年間
- 5 条例の概要説明
浦安市ラブホテル等の建築規制に関する条例の内容及び浦安市ホテル等審議会の役割について、事務局より各委員に説明
- 6 議題
(1) 会長及び副会長の選出について
(2) 会議の非公開決定について
(3) 届出書の審議方法について
- 7 議事の概要
(1) 会長に本間委員、副会長に高梨委員が選出された。
(2) 審議案件は非公開とされた。
(3) 浦安市ラブホテル等の建築規制に関する条例施行規則第 2 条に規定する別表ラブホテル認定基準の構造及び設備の項目のいずれにも該当しない届出書の審議は、会長専決にて答申することとされた。
- 8 会議経過
会議経過については、以下のとおりである。
 - ・市長より各委員へ委嘱状の交付を行った。
 - ・今回初めて、浦安市ホテル等審議会委員なられた方もいるため、浦安市ラブホテル等の建築規制に関する条例の内容及び浦安市ホテル等審議会の役割について、事務局より各委員に説明した。

- ・議題（１）会長及び副会長の選出については、委員の互選により、会長に本間委員、副会長に高梨委員が選出された。

- ・議題（２）会議の非公開決定については、浦安市ホテル等審議会の審議案件は非公開とされた。

その理由としては、ホテルの建築に関する届出書の審議は、第三者に広く公開することで事業者に損害を与える可能性があるほか、その情報が犯罪に利用される可能性があることから、浦安市情報公開条例第23条第1項ただし書きの規定により、会議を公開することが適当でないと考えたためである。このことについて、委員からの反対意見は無く、委員全員の承認があった。

- ・議題（３）届出書の審議方法については、浦安市ラブホテル等の建築規制に関する条例施行規則第2条に規定する別表ラブホテル等認定基準の構造及び設備の項目のいずれにも該当しない届出書の答申は、会長専決事項とすることとされた。

浦安市ラブホテル等の建築規制に関する条例に係る運用規程により、ラブホテル等認定基準のいずれにも該当しないホテルは、審議会を開催せず、意見照会による書類審議とすることができるが、さらに、委員全員の承認があれば、会長専決とできることになっている。このことについて、委員からの反対意見は無く、委員全員の承認があった。

問い合わせ先

都市整備部 建築指導課 企画・相談係 担当：渡部 電話 047-712-6553